

吳市教育委員会議題
(令和3年4月21日定例会)

吳市教育委員会

令和3年4月21日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第10号 請願書について

教議第10号

請願書について

1 請願者

(1) 高嶋 伸欣氏

(2) 教科書ネット・呉

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま

2021年2月28日

呉市教育委員会

教育長 さま



高嶋伸欣(のぶよ)
(琉球大学名誉教授)

請 願 書

貴職及び貴教育委員会においては日々、公教育の充実に尽力されていますことに敬意を表します。

本日は、私が長年従事しておりました学校教育の観点から、貴教育委員会が2015年夏に採択し2016年度から本2020年度まで管内の公立中学校での使用を義務付けた育鵬社版中学公民教科書『新編 新しいみんなの公民』に掲載されている内容において、教育上極めて深刻な疑義及び危惧される影響のあることが判明したのに伴い、そうした事態への対処は貴職及び貴委員会の責務と思料いたしましたので、ここに請願法に基づく請願書を提出することにいたしました。

記

1 請願内容

貴教育委員会の採択により、育鵬社版中学社会科「公民」教科書『新編 みんなの公民』が、2016年度から本2020年度末の本年2021年3月まで、貴教委管内の公立中学では使用を義務づけられてきた。同教科書では64ページに「憲政史上初の女性首相秘書官(2013年)」との見出しを付した写真が掲載され、さらに同写真には「安倍晋三首相から辞令を受ける山田真貴子(やまだまきこ)氏」との説明が付記されている。そのことによって同教科書で学んでいる、あるいは学んだ生徒たち、中でも女生徒は、山田真貴子氏を女性として誇らしく、あるいは見習うべきお手本、尊敬する存在などとして強く印象付けられていると推認される。

一方で、最近判明した総務省幹部職員に対する民間企業の接待行為において、山田真貴子氏も接待を受けた一員で公務員倫理規程違反の行為をなしたと自覚していることを国会の場で自ら認めたという事実が広く知られる事態となった。

上記教科書で学んだ生徒たちは、道徳教育上の正邪の両極をなすが如き事態に直面することになり、精神的動揺や大人社会への不信等、否定的で意欲低減の社会観を強めることなど、教育上は最も避けるべき不都合な状況の顕在化が予想される。

よって、今回の山田真貴子氏による不祥事を遠因として生じつつある上記の不都合な状況への対処策を、教委管内の公立中学校の現在籍3年生及び2016年度~2019年度間の既卒者に対するものとして、貴教育委員会が責任を持ち至急に立案、構築し、迅速に実行することを求める。

2 請願理由

- 1) そもそもの本件事案が生じた原因は、上記育鵬社版の2014年度検定合格「公民」教科書に、件の写真(安倍首相が山田真貴子氏に首相秘書官の辞令を手交している場面)が掲載され、不適切なタイトル等が付記されていたことにある。写真見出しは「憲政史上初の女性首相秘書官(2013年)」などと大時代的な表現である上に、さらに「安倍首相から辞令を受ける山田真貴

子氏」との説明を付加して、実名を晒していることなど問題点が多数に及ぶことが明らかであったにもかかわらず、貴委員会があえて同書を採択したことにある。

以下、これらの問題点を指摘する。

- 2) まず第①に、この写真が 64 ページに掲載していることの不自然さが、授業を実施する教員の立場からは、指摘される。当該部分は、教科書の日本国憲法の学習の章の「第 2 節 基本的人権の尊重」の見開き 2 ページ分に当たる。「2 法の下(もと)の平等」との見出しが付されているところであり、右の 65 ページ側に「男女の平等」の項の本文を展開している。従って「初の女性首相秘書官」と強調する写真は 65 ページの当該本文近くに掲載するのが自然である。しかし、同書ではその前のページの当該本文より最も遠く離れた部分に割り付けられている。このため、授業では「男女の平等」の本文を読み取った後に、左ページにある当該写真に注目するように教員が指示した際、全ての生徒が視線を移して同写真を確認できているか教室全体を見渡し、戸惑っている生徒がいる場合にはそれらの生徒が確認できるまでの時間を設けなければならない。不必要な手間と時間の浪費を派生させる、不適切なレイアウトに当たる。

そのことから、この 2 ページ見開きの部分で最も目立つ左ページの左上に、安倍首相と日の丸が鮮やかに映し出されている写真を割り付けることを意図した可能性が想定される。

第②に、日本国憲法学習の章であるのに、「憲政史上初」などという時代錯誤の表現を用いることで、安倍首相による秘書官任命人事を大仰に印象付ける意図が透けて見える。しかも、明治憲法下では男尊女卑であったことを 3 年生までの歴史学習によって学んでいれば、女性の幹部官僚就任の事情が現在とは大きく異なることなど、生徒自身が容易に気づける。

さらに日本国憲法学習の章で、「憲政史上初」などと明治憲法の時代を含む言い回しを用いるのでは話が散漫になり、生徒の理解を妨げることになる。

こうした点について、採択前の教科書比較・検討や教育委員自身の教科書吟味において気付かないまま採択の議決をしたのであれば、そうした権限と責任の行使は杜撰の一語に尽きる。

従って、第③に「憲政史上初」という表記は、検定でいう「生徒が誤解するおそれのある表現である」として、検定で書き換えの検定意見が付されるべきはずのものであった。しかし、検定を事実上リードしている検定官(教科書調査官)は文科省職員であり、育鵬社版教科書を公然と支援してきた安倍晋三首相の意向に合わせた記述の是正には及び腰であることは、つとに報道等で指摘されていた。

これらの問題点が是正されないまま検定合格とされたことの形式上の責任は文科大臣にある。しかし、複数ある「公民」教科書の中から、他にも問題点を指摘されていた育鵬社版を採択したことの結果責任は、貴教育委員会にあると認識すべきである。

- 3) 次に、当該写真には前出のタイトルに加えて「安倍首相から辞令を受け取る山田真貴子氏」との説明が添えられている。ここに「山田真貴子氏」の個人名を明記すべき教育上の必然性は、推認できない。また同教科書もその点についての説明を何も示していない。

もともと児童生徒が使用を強制される教材である教科書においてはとりわけ、個人が特定されることによって本人の人権侵害などの弊害が派生しないようにする配慮が求められている。さらに存命中の人物である場合には、そうした点とは別に、教科書記載を通じて児童生徒の間

で見習うべき人物としてのイメージが広まった後に、その人物の社会規範に悖る行為等が発覚した場合の対処の難しさなどが、教育界ではつとに指摘されてきている。長年にわたり教科書出版に従事してきた多くの出版社は、こうした点についての配慮を編集部内でも継承している。

しかし、2010年度検定から新規に教科書制作・発行に参入した育鵬社内において、この点についての認識、教育的配慮等が确实かつ十分に周知徹底されていたかについては、本件の「山田真貴子氏」明記の事実を照らして、極めて疑わしい。

- 4) こうした配慮を欠いたがゆえに本件育鵬社版「公民」教科書に山田氏と特定できる写真が掲載され、名前までが明記されるに至った。その結果、今回の不祥事により山田氏が国会やマスコミ報道などの場とは別個の教育の場で、正義感が時に大人以上とされる若者たちの厳しい眼に晒されるという人権侵害の事態が危惧されるに至った。

ことは、育鵬社編集部がこのような写真掲載及び実名記載をしなければ、回避できた事からであり、この事態発生の責任は育鵬社編集部と検定担当者・文科大臣にあると思料される。だが、最終的には同教科書を学校現場で使用するよう義務付ける採択を貴教委が実行しなければ起き得なかった事態である。

この最終段階の結果責任が、貴教委の採択権限行使に由来していることは明らかである。

- 5) 一方で、育鵬社編集部と貴教育委員会の間に位置づけられる文科省の教科書検定上の責任も問われる。文科省自身は教科書に個人名や企業名などの固有名詞を明記することには抑圧的で、原則として認めない方針を長年堅持している。児童生徒が使用を義務付けられている教科書が特定の個人や企業の宣伝等の場になるのを防止するためという理由付けは、それなりに公正で合理的とみなされる。ただし時には、それが行き過ぎているとの批判を招く事態を生じさせた。1981年の高校「現代社会」の検定では、公害企業名の「チッソ」等をこの原則に基づいて削除させたところ、海外だけでなく国内それも政府内からも公然と批判され、最早国際的にも周知のものであるとして公害企業名の記述復活を認めたのだった。

そうした「事件」などを踏まえ、現在の文科省によるお手盛りの「教科書検定基準」では、「各教科共通の条件」として、次のように規定している。

<特定の企業、個人、団体の扱い>

「図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところがないこと」

「図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となる恐れのあるところはなく、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと」

最近の中学歴史教科書では、ノーベル賞を受賞した文化人・科学者など、すでに周知されている高名な人物については、存命中でも名前が明記されている。それでも、一般的な人名・企業名などが読み取れる写真についてはトリミングでそれらを読み取れなくすることが、検定では求められている。

こうした状況において、育鵬社「公民」教科書における「山田真貴子氏」明記を合理的に正当化できる根拠は見当たらない。それにも関わらず、2014年度の教科書検定において、同氏の名前明記を是正させる措置を検定官・検定審議会委員および文科大臣・下村博文氏は、一切講じなかった。

その結果として、上記4)の事態が生じている。

貴委員会には、学校現場へ当該教科書の使用を義務付けた直接責任に応じた処置を講じると共に、本来の建前通りの検定行政が遂行されていれば今回の教育現場での問題発生を回避できたはずであることについて、文科省・文科大臣に責任認識の有無の確認、さらには再発防止策の実施等について文書等で申し入れる義務が当事者の義務として存在すると思料される。

6) また別の角度から山田氏の個人名明記の是非を論じるならば、多くの中学3年生たちには高校及び大学等の入試対策学習を最優先にしがちな強迫観念が根強くある。そのため、教科書に記載されている個人名はまず暗記対象とみなす意識が働くことになる。

本件は、入試などで出題の対象などになるはずのない人名を、不用意かつ極めていびつな思惑で教科書に明記したものである。結果として生徒の学習上の負担を加重にさせ、ひいては知的学習の達成感や充実感を減退させることで社会科嫌いの生徒をふやすことになった可能性が高いという問題点が、この記述には含まれている。

そうした教育上の不都合な事態を増幅させる教科書であることに気付く機会が、今回の山田氏の不祥事発覚によって生じたことになる。

7) さらに、教科書といえども個人名の明記は、個人情報保護のという基本的人権保障の観点からすれば、合理的な根拠に基づく最低限の範囲に留められるべきものである。その点で、山田氏の個人名明記についても、この観点からの吟味がされるべきであり、たとえ幹部公務員であっても中学生が使用する社会科教科書にフルネームで、さらに写真付きで明記する合理的根拠は見いだせない。

その不合理性は、今回の不祥事発覚に際し、すでに教科書に明記されていたことで、事態をより深刻かつ複雑化させ、同教科書を採択した教育委員会等の責任問題にまで拡大することによっても裏付けられていることになっている。

8) さらに、上記の諸問題に加え、今回の山田氏による不祥事の発覚によって、件の育鵬社「公民」教科書の検定合格と採択は、最高裁大法廷判決によって違憲・違法と例示されている教育行政のケースに該当するという新たな問題が浮上してきている。

ここで言う最高裁判所大法廷判決とは、1976年5月21日に出生された旭川学力テスト事件判決のことで、そこでは違憲・違法な教育行政の事例として「例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条(育を受ける権利)、13条(個人尊重) 規程上からも許されない」と明示している。

件の育鵬社「公民」教科書64ページの写真と同見出し及び補足説明中の「山田真貴子氏」明記だけであれば、ことは不自然な称賛記述の事例の一つで終わる話題であった。それが今般の山田氏による不祥事発覚によって、山田氏称賛記述は大法廷判決が例示による「一方的な観念

を子どもに植えつける」ものに該当することになった。その結果、これらの記述を掲載した教科書を採択し、同書による学習を強制したことになる貴教育委員会の2014年度の採択行政は、憲法26条、13条に違反し、基本的人権を侵害するものであると、判断されることとなる。

よって、この結果責任に対し貴委員会是对処策を講じる義務を免れないと思料される。

9) これら貴教育委員会が負うべき結果責任への対処策を検討するに際しては、管内の公立中学校で3年生に在籍し、育鵬社「公民」教科書を使用中の生徒を対象とするものと、2016年度から昨2019年度の間と同教科書で学習した既卒者を対象とするものと、大別する必要があると思われる。

それに山田氏が「男女の平等」の理念学習の項で「憲政史上初の女性秘書官」などと大仰に明示されたことで、女子生徒の関心度が高く、少なくない女生徒があこがれ、お手本、目標等の好意的、積極的イメージ、印象等を抱いている可能性が高い。

それだけに、一般ニュース等で報じられた山田氏の不行跡の事実を知って、強いショックを受け、前出の如く大人社会への不信感を抱くに至っていることが危惧される。

若者の純真な正義感、人生への意気込み等を裏切ったことになる総務省官僚、とりわけ山田氏の社会的、道義的責任は重い。そうした面からの「心のケア」を織り込んだ対処策を、卒業を控えたこの時期ながら緊急迅速かつ確実に実施する責務が貴委員会にはあると思料される。

10) 上記9)の内の既卒者については、管内の公立中学校から離れているので在校生向け対処策と同一にすることはできないが、貴自治体内の住民向け広報紙誌や自治体HP等による啓発活動等の一環として、「心のケア」や状況説明を実施するなどの方策が考案される。

11) 加えて既卒者の場合は、2016年度(2017年3月卒業)の既卒者は卒業時が15歳であったとすれば、現在はこの3月には19歳となり、2017年度卒業生が18歳であることと併せ、選挙権取得年齢に達していることに留意することが求められる。今回の件で政治⁵への不信感を強めるのではなく、逆にこうした事態が判明した場合にこそ投票権やその他の参政権の行使をもって社会の不正義を糺す意思表示が求められるという主権者認識を深める啓発、アフターケアの意味を持つ対処策の立案と実行が当該の各教委には特に求められる。

この点については、自治体内の選挙管理委員会とも協議し、若者層の投票率改善の一つの機会とするなど、「災いを福と化す」機会にすることが、貴委員会には望まれる

以上

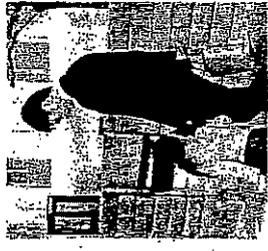
*本請願書の受理後の処理結果等について、文書での通知を希望します。

連絡先 167-0054 東京都杉並区松庵 1-6-9

高嶋伸欣

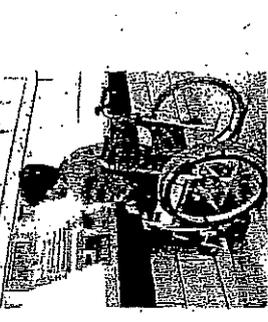


① 戦前史に上の女性者
相模原市(2013年) 安産
三首母から授けを受け
る山田武蔵子氏。

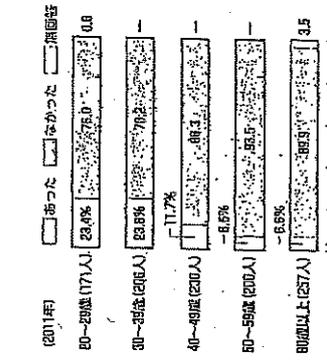


② 戦前史に上の女性者
相模原市(2013年) 安産
三首母から授けを受け
る山田武蔵子氏。

③ 戦前史に上の女性者
相模原市(2013年) 安産
三首母から授けを受け
る山田武蔵子氏。



④ 戦前史に上の女性者
相模原市(2013年) 安産
三首母から授けを受け
る山田武蔵子氏。



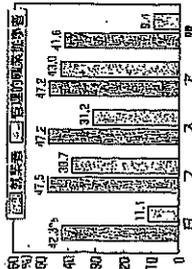
⑤ 1991年(昭和66年)に男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、日本では1985(昭和60)年に男女雇用機会均等法が制定されました。さらに、育児や介護をしやすいように、1991(平成3)年、子どもが満1歳になるまで労働者に育児休業を認め、育児休業法が制定され、1995(平成7)年の育児・介護休業法では家族の介護のための休業も定められました。

法の下の平等

私たちが平等に生きるための権利にはどのようなものがあるのでしょうか。

法の下の平等

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、階級、性別、社会的身分又はその他により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



⑥ 互に競争をよび管理の権限を行使する者における女性の割合

人は顔や体格はもろろん能力も性格も半端な人間ではありません。すべて国民に等しく適用されなければなりません。憲法は「すべて国民は、法の下に平等(14条)であり、人種や性別、社会的身分などによって差別されてはならないと定めています(法の下の平等、平等権)。そうした差別は一日も早くなくさなければなりません。

一方で、憲法は人間の才能や性格のちがいを無視した一律な平等を保障しているわけではありません。憲法が禁止する差別とは、合理的な根拠をもたないものと考えられているからです。行き過ぎた平等意識は社会を混乱させ、個性をうばう結果になることもあります。

例えば人は大人と子ども、親と子、先生と生徒、職場の上司と部下のように、年齢や立場のちがいがいなどに基づいて人間関係を築いていきます。人間関係をうまく維持していくためには、そのようなちがいを認め合いながらたがいを人間として尊重する態度が必要です。また、憲法が保障する平等とは投票や教育、雇用などの機会が等しいという意味(機会の平等)です。わかりやすく言うと、テストや運動会の競走への参加の機会に平等に開かれていなければいけません。それぞれ成績がちがってくるのはやむをえません。一方で、経済的活動などによって格差が広がらないように、累進課税などの

政策がとられ、結果の平等にも配慮されています。人間の歴史は男女の性別のちがいに由来するさまざまな文化的・社会的な役割分担や、ときには女性への差別を生んできました。憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて家庭生活を営むことを求めています(24条)。

1979年に国連で女子差別撤廃条約が採択されたことを受け、日本では1985(昭和60)年に男女雇用機会均等法が制定されました。さらに、育児や介護をしやすいように、1991(平成3)年、子どもが満1歳になるまで労働者に育児休業を認め、育児休業法が制定され、1995(平成7)年の育児・介護休業法では家族の介護のための休業も定められました。

1999(平成11)年には男女共同参画社会基本法が制定されました。男女共同参画社会とは、男女のちがいを認めた上で、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます。子ども・未成年 憲法はすべての国民に基本的人権を保障していただきます。子どもも例外ではありません。しかし、子どもは心身の成長段階にあり、肉体的・精神的に未熟なので、親の監督の下におかれたり、少年法の適用を受けるなど、さまざまな法上の保護を受けます。同時に飲酒・喫煙・喫煙の禁止など、さまざまな権利や自由についても制限が加えられています。

1991(平成5)年、男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律は、男女のちがいを認め、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます。

1999(平成11)年には男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律は、男女のちがいを認め、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます。

1999(平成11)年には男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律は、男女のちがいを認め、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます。

1999(平成11)年には男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律は、男女のちがいを認め、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます。

- ① その後の改正で選挙、採用や職務での制限、昇進についての男女差別が禁止されました。
- ② 職場でのセクシャル・ハラスメント(セクハラ、性的いやがらせ)の防止も取組まれています。

憲法が保障する基本的人権

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障害のある人
- ⑤ 国籍問題(部落差別)
- ⑥ アイヌの人々
- ⑦ 外国人
- ⑧ 国にない職業者・ハンセン病療養所など
- ⑨ 国籍を失って出所した人
- ⑩ 面会権侵害者など
- ⑪ インターネットによる人権侵害
- ⑫ 高齢者虐待による被害者
- ⑬ 性的指向
- ⑭ 性同一性障害
- ⑮ 個人情報を取り扱う事業者
- ⑯ 日本国憲法に規定された権利

【新編】新しいみんなの公民

平成27年3月15日 出版 平成 年 月 日発行

編集者 伊藤隆・川上久人ほか(別記)
発行所 株式会社 有朋社

代表者 久保田英一
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 有朋ビルディング

227 有朋社 公民 034

第21号 第2巻 第2号 第2号

2021年3月17日

呉市教育委員会
教育長 様

教科書ネット・呉

共同代表 岩崎 智寧
同 花岡 美紀
同 岸 直人
同 中室 茂

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま

共同代表 石原 顕
同 内海 隆雄
同 菊間 みどり
同 柴田 もゆる



【連絡先】

岸 直人

請 願 書

連日、子どもたちの教育の充実に尽力されていますことに敬意を表します。

呉市教育委員会が2015年に採択し、2016年度から2020年度まで当市の公立中学校での使用を義務付けた育鵬社版中学公民教科書に掲載されている内容に、今般教育上極めて深刻な問題が存在することが判明しました。当該教科書を採択し使用してきた呉市委員会に教育的に対処する重大な責務があると考え、ここに請願法に基づく請願書を提出します。

記

1 請願内容

2015年に呉市教育委員会が採択した育鵬社版中学社会科「公民」教科書は、2016年度から2020年度末の2021年3月まで、管内の公立中学で使用を義務づけられ使用されてきた。同教科書は64ページに「憲政史上初の女性首相秘書官(2013年)」との見出しが付いた写真を掲載し、「安倍晋三首相から辞令を受ける山田真貴子(やまだまきこ)氏」との説明を付記している。そのことによって同教科書で学んでいる、あるいは学んだ生徒たち、中でも女生徒たちには、山田真貴子氏を誇らしく、見習うべきお手本の女性、尊敬する女性など女性のロールモデルとして強く印象付けられると考えられる。

しかし、山田真貴子氏は総務省幹部職員に対する民間企業の接待行為において、公務員倫理規程違反の接待を受けた一員であることを国会の場で自ら認め、この不祥事によって辞任をするに至った。



当該教科書で学んだ生徒たちには信頼すべき教科書に、社会的公正を基にする公務員でありながらそれをゆがめた人物が掲載されたことにより、大人社会への不信等、教科書や教育に対して精神的な動揺が生じる恐れがある。

従って、管内の公立中学校の現在籍3年生及び2016年度～2019年度間の既卒者に対して、当該教科書に掲載された山田真貴子氏の不祥事に起因する教育上の対処策を、呉市教育委員会の責任により至急を作成し迅速に実行することを求める請願をする。

2 請願理由

(1) 2015年に呉市教委が採択した育鵬社公民教科書が不適切な写真見出し「憲政史上初の女性首相秘書官(2013年)」「安倍首相から辞令を受ける山田真貴子氏」を掲載したことの問題

2014年度検定合格の育鵬社版「公民」教科書に、安倍首相が山田真貴子氏に首相秘書官の辞令を手交している場面の写真掲載及びそれに不適切なタイトルが付記されていた。写真見出しは「憲政史上初」などと不正確な歴史認識により誤解を招く不適切な表現であることに加え、学習に不要な「山田真貴子氏」との実名を表記しているにもかかわらず、呉市教育委員会が当該教科書を採択したことは不適切であった。

以下、これらの問題点を具体的に説明する。

問題点①

日本国憲法学習の章であるのに、明治期に作られた大日本帝国憲法の時代を含む「憲政史上初」という時代錯誤の表現を用いることで生徒に大日本帝国憲法と日本国憲法とが連続しているかのような誤解を生じさせる。しかも、明治憲法下では女性の権利は認められておらず(男尊女卑)であり、女性参政権がないことを3年生までの歴史学習によって学んでいれば、女性の幹部官僚就任の事情が現在とは大きく異なることは生徒自身が容易に気づくことができる。従って、この表現は誤解と混乱を与える不適切な記述である。

また、「憲政史上初」という表記は、検定でいう「生徒が誤解するおそれのある表現である」として、検定で書き換えの検定意見が付されるべきはずのものであった。従って、これらの問題点が是正されないまま検定合格とされたことの形式上の責任は文科大臣にある。

しかし、複数ある公民教科書の中から育鵬社公民教科書を採択したことの結果責任は、呉市教育委員会にある。

問題点②

当該写真には「安倍首相から辞令を受け取る山田真貴子氏」との説明が添えられている。ここに「山田真貴子氏」の個人名を明記すべき教育上の必然性はない。同教科書はその点について何の説明も示していない。

児童生徒が使用を強制される教材である教科書においては、個人が特定されることによって本人の人権侵害などの弊害が派生しないようにする配慮が求められている。さらに、教科書に掲載される人は児童生徒の間で見習うべきロールモデルの人物としてのイメージが与えられる。したがって、存命中の人物を教科書に掲載した場合、その人物が不祥事等社会規範に違反する行為等に関係した場合の対処の問題が常にある。多くの出版社は、こうした点についての配慮をしているが、育鵬社公民教科書は本件について配慮していなかった。配慮を欠いた育鵬社は今回の不祥事により山田氏を国会やマスコミ報道だけでなく、教育の場で若者たちの厳しい眼に晒す、人権侵害が危惧される事態を招いたのである。

育鵬社がこの写真掲載及び実名記載をしなければ回避できたのである。この事態発生の原因は育鵬社と検定担当者・文科大臣にある。しかし、最終的には同教科書を学校現場で使用するよう義務付ける採択を呉市教委が実行しなければ起き得なかった事態である。従って、この最終段階の不適正採択の結果責任は呉市教委にある。

(2) 文科省の教科書検定上の責任と呉市教委の結果責任について

文科省の教科書検定上の責任も問われる。文科省は、児童生徒が使用を義務付けられている教科書が特定の個人や企業の宣伝等の場になるのを防止する理由で、教科書に個人名や企業名などの固有名詞を明記することには抑制的で、原則として認めていない。

文科省の「教科書検定基準」によると「各教科共通の条件」は次のように規定されている。

<特定の企業、個人、団体の扱い>

「図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところがないこと」

「図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となる恐れのあるところはなく、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと」

この条件の下で、育鵬社公民教科書における「山田真貴子氏」明記を合理的に正当化できる根拠はない。2014年度の教科書検定において、育鵬社公民教科書での同氏の名前明記を是正させる措置を検定官・検定審議会委員及び文科大臣は一切講じなかったことで今回の事態が生じている。本来の検定方針に沿った教科書検定が実施されていれば今回の教育現場での問題発生を回避できたはずである。

従って、文科省に検定上の責任がある。

(3) 「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条（教育を受ける権利）、13条（個人尊重）規程上からも許されない」ことについて

育鵬社「公民」教科書の検定合格と採択の問題は、最高裁大法廷判決によって違憲・違法と例示されている最高裁判所大法廷判決（1976年5月21日旭川学力テスト事件）で、違憲・違法な教育行政の

事例として「例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規程から許されない」に基づき、非常に不適正・不公正な問題である。

山田氏による不祥事により、山田氏を称賛する育鵬社公民教科書の記述は、大法廷判決が例示による「一方的な観念を子どもに植えつける」ものに該当することになった。その結果、同書による学習を強制する呉市教育委員会の2014年度の採択は、憲法26条、13条に違反し、基本的人権を侵害するものである。

従って、この結果責任に対し呉市教育委員会は対処策を講じなくてはならない。

3. 不適正採択に係る呉市教委が行うべき対処策

呉市教育委員会が負うべき結果責任への対処策の対象は、卒業式は行ったが現在中学校で3年生に在籍して育鵬社「公民」教科書を使用した生徒と、2016年度から2019年度の間に同教科書で学習した既卒者を対象とするものに分けて対処を考える必要がある。

① 山田氏が「男女の平等」を学習する項で「憲政史上初の女性秘書官」と表現されたことで、女子生徒の関心を高め、女子生徒にめざしたい女性のロールモデルとしてのあこがれやお手本、目標等の好意的、積極的イメージ、印象等を抱かせる教材であった。しかし、ニュースで報じられた山田氏の不祥事を知り、ショックを受け、大人社会や政治への不信感を抱かせることになった。ショックや不信感を持ったのは女子生徒だけでなく男子生徒を含む育鵬社公民教科書で学んだ生徒全員である。

、若者の純真な正義感、人生への意気込み等を裏切った山田氏の社会的、道義的責任は重く、当該教科書を採択し使用させた呉市教委の責任も重いことを自覚する必要がある。

従って、卒業後在籍中のこの時期に、事情説明や「心のケア」を含む対処策を、緊急迅速かつ確実に実施する責務が呉市教委にある。

② 2018年3月卒業生は今年の3月には18歳、2017年3月卒業生は今年の3月には19歳となり選挙権取得年齢に達している。既卒者については、呉市の住民向け広報紙誌や自治体HP等による啓発活動等の一環として、「心のケア」や事情説明を実施する必要がある。

今回の官僚の不祥事で市民が政治・行政への不信感を強めるのではなく、逆に投票権やその他の参政権の行使により社会の不正義を糺す行動が必要だという主権者意識を深める啓発をすることを呉市教委の責任として強く求める。

以上

